

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成17年4月28日(2005.4.28)

【公開番号】特開2002-44152(P2002-44152A)

【公開日】平成14年2月8日(2002.2.8)

【出願番号】特願2001-145897(P2001-145897)

【国際特許分類第7版】

H 04 L 12/58

G 06 F 13/00

H 04 M 11/00

H 04 N 1/00

H 04 N 1/32

【F I】

H 04 L 12/58 100 F

H 04 L 12/58 100 C

G 06 F 13/00 610 D

G 06 F 13/00 625

H 04 M 11/00 302

H 04 N 1/00 107 Z

H 04 N 1/32 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月21日(2004.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子メール本文部分と添付ファイル部分を含む電子メールを受信するメール受信手段と、前記添付ファイル部分の種別が転送先の携帯情報端末に搭載のアプリケーションで対応していない場合に、前記電子メールから前記添付ファイル部分を削除する削除手段と、前記電子メール本文部分に前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージを付加した転送メールを生成する転送メール生成手段と、前記転送メールを前記携帯情報端末に転送する転送手段と、を具備することを特徴とする電子メール転送装置。

【請求項2】

前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージには、ファイル拡張子を含むファイル名の情報を含むことを特徴とする請求項1記載の電子メール転送装置。

【請求項3】

前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージには、前記添付ファイル部分のファイルサイズの情報を含むことを特徴とする請求項1または2記載の電子メール転送装置。

【請求項4】

電子メール本文部分と添付ファイル部分を含む電子メールを受信するステップと、前記添付ファイル部分の種別が転送先の携帯情報端末に搭載のアプリケーションで対応していない場合に、前記電子メールから前記添付ファイル部分を削除するステップと、前記電子メール本文部分に前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージを付加した転送メールを生成するステップと、前記転送メールを前記携帯情報端末に転送するステップと、

を具備することを特徴とする電子メール転送方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【課題を解決するための手段】

本発明は、第1に、電子メール本文部分と添付ファイル部分を含む電子メールを受信するメール受信手段と、前記添付ファイル部分の種別が転送先の携帯情報端末に搭載のアプリケーションで対応していない場合に、前記電子メールから前記添付ファイル部分を削除する削除手段と、前記電子メール本文部分に前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージを附加した転送メールを生成する転送メール生成手段と、前記転送メールを前記携帯情報端末に転送する転送手段と、を具備するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、第2に、前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージには、ファイル拡張子を含むファイル名の情報を含むものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明は、第3に、前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージには、前記添付ファイル部分のファイルサイズの情報を含むものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明は、第4に、電子メール本文部分と添付ファイル部分を含む電子メールを受信するステップと、前記添付ファイル部分の種別が転送先の携帯情報端末に搭載のアプリケーションで対応していない場合に、前記電子メールから前記添付ファイル部分を削除するステップと、前記電子メール本文部分に前記添付ファイル部分が存在していた旨のメッセージを附加した転送メールを生成するステップと、前記転送メールを前記携帯情報端末に転送するステップと、を具備するものである。